

II 北海道立看護学院等看護職員課程修学資金

この貸付制度は、北海道における看護職員の充足を図るため、将来道内において看護業務に従事しようとする道立の看護師等養成施設又は札幌医科大学(看護師課程及び大学院修士課程・助産学専攻科)の学生に対し、その修学に必要な資金を貸付し、優秀な看護職員を育成することを目的としています。

1 貸付対象及び貸付金額

ア 対 象

看護学科、大学院保健医療学研究科博士課程前期(修士)看護学専攻または助産学専攻科の学生で、将来道内の指定市町村に所在する病院・訪問看護事業所等で、看護業務(保健師、助産師、看護師の業務をいう。)に従事しようとする者。

イ 貸付金額

- ・一般修学資金…月額 32,000 円
- ・特別修学資金…月額 18,000 円(※希望者は、一般修学資金との併用貸付となります。)

2 貸付金の償還が免除される施設と就業期間

・一般修学資金の償還免除

卒業した日から1年以内に、指定市町村の病院その他の特定施設・訪問看護事業所又は介護予防訪問事業所に引き続き5年以上勤務した場合。

・特別修学資金の償還免除

卒業した日から1年以内に、特定病院(道立江差病院、道立羽幌病院、倶知安厚生病院、遠軽厚生病院、浦河赤十字病院、町立中標津病院)に引き続き5年以上勤務した場合。

3 募集及び出願

募集については、4月に所定の掲示板に掲示します。希望される方は、学務・学生支援係までお問い合わせください。